



9号

2009年

12月6日

離婚後の共同親権を考える勉強会

平成21年10月13日、第12回国会勉強会が開かれました。講演は「子供の権利としての面接交流権」、講師は一橋大学名誉教授、DCI日本支部代表の福田雅章先生でした。

当日、実にたくさんの方が国会勉強会に参加されました。議員の本人出席が9名、秘書の参加22名、海外メディアを含むプレス11名と、過去最高の出席率となりました。これも、下村代議士はじめ、この問題に関心を寄せてくださった議員の熱意と、なんとか議連結成につなげていくために下準備したメンバーの努力のたまものであったと思います。

会場の雰囲気は、緊張と熱心さ、一生懸命さに溢れていました。テーブルの席が埋まり、どこに座っていいか、困る方もいました。パンフレットも、足りなくなってしまうほどでした。マスコミの方も、大勢いらっしゃいました。カメラが、何台も、持ち込まれました。私にとっては、初めての国会勉強会であり、初めての事例発表になりました。

下村代議士のあいさつから、勉強会は始まりました。その次に、私は、自分の事例を発表するため、マイクを握りました。とても、緊張しました。ただ、子どもに会いたくても、会えない母親がいる事を、議員の方々や、少しでも多くの人に知って欲しいと、必死でした。子どもと親が離れ離れになり、会うことなく暮らすことは、とても不幸なことだと私は思います。もう1人、明尾麻紗子さん(仮名)の発表がありました。お子様の写真を持ち、必死の思いで、子どもに会えない現実を訴えました。子どもに会えない親の現実と、全魂を注ぐほどに愛しく、悲しい心を表現されていました。

福田先生の講義が、始まりました。福田先生は、とてもわかりやすくお話をされていました。私が、一番印象に残ったのは、子どもが自分の本当の心を、親に表現できるか、という事です。「お父さん、なんで、俺を置いて出て行ってしまったんだよ。バカヤロー」「お母さん、なんで、お父さんに会わせないんだよ。バカヤロー」そんな言葉を、子どもが言える状態にあるかどうか、とても重要だと、おっしゃいました。子どもが、親に対して暴言を吐いても、反抗的であっても、その実態は、「ねえ、ねえ、私を見て」と言っているのだと、おっしゃいました。

子どもには、子どもの人格があって、子どもの自由があって、そんな子どもの心を、私達、親は、汲み取らなければならないのだと、私は、深く深く、心に刻みしました。

子どもの権利条約の第9条に、「直接的な人間関係を維持する権利」が、うたわれています。締結国は、児童の最善の利益に反する場合を除く他、父母の一方又は双方から分離されている児童が、定期的に父母のいずれとも人的な関係および直接の接触を維持する権利を尊重する、とあります。面接交流権は、親の権利ではなくて、子どもの権利であり、生物学的な実父母との面接交流権を保障すると、福田先生は、おっしゃいます。

実父母との面接交流権を認める条約上の根拠としては、条約前文で、家族を「子供の成長および福祉のための自然的な環境」と位置づけ、その上で、子どもの1人の人間としての成長発達のためには、「幸福、愛情、および、理解」のある家庭環境が不可欠だとしています。つまり、子どもの成長発達の原点を、実父母との「受容的・応答的な人間関係」に、求めているということです。

子どもの権利と、親と子の絆が、子どもの権利条約で保障されているものを、現在の日本では正しく理解されておらず、「親と子の引き離し」事件に巻き込まれなければ、その実態を知る事もなく過ごしてしまう事は、とても悲しいことだと、思いました。もっと、もっと、たくさんの人に、この問題と向き合って欲しいと、思いました。1日も早く、しかしながら、地道な活動で、会えない親子が会えるようになる事を、切に願って、やみません。ありがとうございました。(松島博美)



親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

〒270-0027 千葉県松戸市ツツ木95 スタジオZ

TEL&FAX 047-342-8287 e-mail: info@oyakonet.org

HP: <http://oyakonet.org/>

会員 入会金500円 会費 2000円

郵便振替 00100-9-565411

加入者名 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク



第14回共同親権と子どもの養育を考える国会勉強会

■ 2010年1月27日(水) 午後

■ 場所 衆議院第2議員会館第1会議室

■ 講師: 棚瀬孝雄

(弁護士・中央大学法科大学院教授)

「離婚後の共同養育並びに親子交流を促進する法律案について」

* 事前に申し込みが必要です。詳細は後日、連絡いたします。

親子ネット関西 講演会

～ 離婚と子どもの最善の利益 ～ を終えて

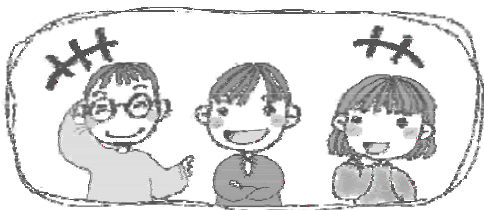
10月12日、親子ネット関西での初の講演会でした。

不安もありましたが、講演会・懇親会共に無事終わることができました。遠方よりご参加頂き、ありがとうございました。

臨床心理士の棚瀬一代教授のお話は、アメリカが共同親権になる経緯・男性の育児参加による社会変化・そして面会交流を支える意識・制度等について、中国や韓国でも共同親権が既に施行されていること等、お話を伺い、離婚後も会い続けることが子どもの幸せだとする反面、年齢・性別に合わせた子供の心理状態をよく観察、洞察できる専門家の助言は大切だと強く感じました。もう少し、お話を伺いたかったです。

その後の懇親会は、棚瀬教授を囲み、各地の当事者と和やかに楽しくお話することができました。棚瀬教授の穏やかなお人柄に触れ、私自身は、面会に際しての焦りや不安が解消しました。関西の特徴として、当事者以外の専門家や、祖母、面会交流中の親等の会員がいます。当事者も若手の美男美女から、ユニークな古老たちまで幅広くおります。それぞれが直面している問題は、過酷ですが、今回のように笑って話のできる場も必要だなあと感じました。

(親子ネット関西
財部雅子)



NPO びじっと シンポジウム

NPO びじっと・離婚と子ども問題支援センター(以下、NPO びじっと)は、別居・離婚により離れて暮らすようになった親子の面接交渉(面会交流)の仲介支援をする団体です。

NPO びじっとでは、設立2周年記念として今年の8月23日にシンポジウムを行い、「NPO法人 社会的養護の当事者参加推進団体 日向ぼっこ」 渡井さゆり代表と「早稲田大学大学院法務研究科教授・弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック弁護士」 棚村政行先生に御講演いただきました。

渡井さゆりさんは幼児期に両親の離婚後、実母に連れられ住まいを転々とした後、母子生活支援施設(なんらかの事情で母子世帯になり、生活や子どもの養育が難しくなったときに母と子どもが入所する施設)と二カ所の児童養護施設(なんらかの事情で親と一緒に暮らせなくなった子どもが入所する生活施設)で育ちました。

転校先の学校でお友達に渡井さんが引越しが多いと話すと、「お父さんの転勤？」とよく聞かれました。内心、「ああ、やっぱり自分みたいなのは、普通じゃないんだ」と落ち込みつつも、「そんな感じです」と答えていたそうです。渡井さんは「社会的養護」のもとで育ちました。社会的養護とは、まだまだ聞きなれない言葉ですが、なんらかの事情で家庭での養育・保護が得られない子どもを社会で養育・保護する仕組みのことです。

渡井さんは施設にいた頃、ひとりぼっちの感覚がずっと拭えず、まわりにある、あたたかいものに気付いたとしても安心するのが怖かったのだそうです。「どうせまた離れていくだろう」「どうせうわべだけだろう」「本当に困った時には、きっと助けてくれないだろう」。そう思ってぬくもりに触れることに怯えていたそうです。

そして、心はいつもひとりぼっちで苦しい状態でした。何のために生きていくのかがわからず、しんどい日々を過ごされていたと著書『施設で育った子どもたちの居場所「日向ぼっこ」と社会的養護』のなかで綴られています。「産んでくれただけで親に感謝している」という人がいますが、渡井さんはずっとそう思えずしんどかったそうです。「産みたくないなら、育てたくないなら、邪魔なんだったら、産まないでほしかった」、ずっとそう思われていたそうです。

「自分自身も生きていくわけではないのに、なんで生きていなくてはならないのだろう。かといって死んでも人に迷惑がかかる……。生きるも死ぬも人に迷惑をかけないためか、早く死ねたらいいのにな」。

児童養護施設退所後、渡井さんは時折そんな苦しみにおそわれていましたが、そんな思いにとらわれなくてすむよ

う、「一緒に生きてくれる人」の存在を感じたかったのだそうです。

自分たちが、されて嫌だったことが繰り返されないように、声をあげる術を知らない人たちが声をあげられるように、そして、社会的養護のもとに育ち、苦しみを抱えている人たちが「生きているって悪くないな」と思えるように、渡井さんは活動されています。NPOびじっととしても両親の離婚後、社会的擁護を受けなければならない子どもたちがたくさんいることを多くの皆さんに知っていただきたいと思います。

なんらかの事情で家庭での養育・保護が得られない子どもを社会で養育・保護する仕組みを社会的養護と言います。離婚は夫婦が別れることです。しかし、離婚する夫婦に未成年の子どもがいた場合、両親の離婚を経験した子どもたちのその後がどうなるのかということは、あまり、意識されてこなかったように思います。子どもを育てるのが親の役目。ですから夫婦が別れたとしても、子どもは親が責任を持って育てるのが当たり前だという概念があるのかもしれない。

けれども現実には、親元ではなく児童養護施設で暮らす子どもたちの姿があります。

『自分は生まれてこなければよかった』

『自分はいない存在なんだ』

『自分は何のために生きているのかがわからない』

このように自分自身の存在意義を見失ってしまっている子どもたちが、社会的養護を受けています。では、なぜ、両親の離婚を経験した子どもたちは社会的養護が必要となるのでしょうか？

今回は棚村政行教授に、いまの日本の家族法からみた両親の離婚を経験する子どもたちが置かれている実情と、子どもたちに社会的養護が必要となってしまう問題点を諸外国の家族法とも比較して、日本の家族法の課題と、これからの展望を教えていただき、いま一度、親子の在り方について皆さんと考える時間を頂きました。

離婚される皆さんには、お子さんが社会的擁護を受けられないよう両親で責任をもって育てていただけることを切に願って止みません。(NPOびじっと 理事 古市理奈)



離婚家庭支援の現在

「アメリカのビジテーションセンター」その2

味沢道明（日本家族再生センター所長）

マサチューセッツのビジテーションセンターでのスタッフのお話によると、あるケースで困った事になっているとの事。ビジテーションを続けていた親子だけれど、子どもが成長して勝手に父親の所に会いに行っている。

法律ではセンターで会うとされているのだから勝手に会いに行っちゃいけない、と真顔で話していました。いかにもアメリカらしい話と理解しました。私は、それはビジテーションがとてもうまく機能した結果であって、裁判所の命令には従わなければならないにしても、本音としては嬉しいのだ、と言うような話になれば私も気持ちよく理解したと思います。が、さすが、法が正義の国、強者の国と、アメリカ人のマッチョさを感じました。

ビジテーションセンターの運営はそれなりのガイドラインや理念もあって、しっかりしているのは確かですが、どうもハードでクールに過ぎるようです。その施設での面会室はかなり大きな部屋でしたが、床も壁もコンクリート壁にペイントしたもののようで、木でもないし、暖かいクロスでもありません。

窓もほとんどないか、ごく小さいものだったように思います。そこに、テーブルと椅子がいくつかけられている状態です。どこか、学校の部屋かあるいは工場の食堂といったイメージに近いのかもしれませんが。これでは家庭的なくつろぎは得られないよな、とも感じました。

私の運営するセンターでは、家庭的な雰囲気親子が楽しめるよう、板張りのフロアにピンクのカーペットを敷き、そこにたくさん座ぶとんを並べてます。座ったりごろごろしたりできるようにしているのです。カーテンはオレンジがかった黄色です。ぬいぐるみはもちろん、ある程度のおもちゃも常備しています。そうそう、マサチューセッツのセンターでもおもちゃはかなりあって、自由に選んで使えるとのことでした。

もちろん、行政の委託事業として予算を取っている（利用者からも取っている）訳だし、努力しなくても裁判所命令で利用者が送られてくるから、客を増やす心配はしなくていい、事故さえ起こらなければいい、との判断に傾きがちになるだろう事もわかります。このあたり日本の擁護施設にも似たような傾向があるかもしれませんが。

いずれにせよ、子どもの福祉よりも行政の意向が優先されるとしたら、少し残念な気がします。とは言っても、面会させなくてもお咎めなしの無法日本に比べれば、はるかにましですけれどね。

親子ネット愛媛

団体紹介その8

親子ネット愛媛の吉田です。

親子ネット愛媛は、2009年9月に発足したばかりのまだ小さな団体ですが、これから少しずつ、仲間の輪を広げていくつもりです。現在、愛媛と東京を活動の拠点としています。

離婚後の子どもを巡る親権争いは、ますます急増しています。

妻が無断で子どもを連れて実家に帰ったり、行方を隠し、悲嘆にくれたりする夫(父)は今も増え続けています。一方的な逃走を正当化する論理として、DV(ドメスティックバイオレンス)が使われたりしているのです。でも、自称「被害者」によっては、被害の生々しさなどなく、何ヶ月も前から逃走計画を練っていたりします。夫の預金を持出し、子どもの学校や健康保険も変えてしまう者までいます。女性の訴えだけで内容が精査されずに確定されてしまい、今のDV法は多くの冤罪(えんざい)を生み出してしまっています。

裁判で母親が「有利な条件で離婚に応じないと子どもに会わせない」と子どもを人質に使い、父子交流を遮断することが頻繁に起きています。これは明治以来の単独親権制度に問題があるからです。

岡田外相は、ハーグ条約(国際間の子どもの連れ去り禁止の条約)の早期の加盟検討を表明しましたが、何より緊急な課題は国内法を共同親権に向けて前進させる事だと思います。

主要先進国の中で、未だ共同親権になっていないのは日本だけなのです。

親子ネット愛媛はこれからも、共同親権、共同監護を求めて活動していきます。引き離されて会えない親たち、男女問わず、連絡お待ちしています。(連絡先メールアドレス：dashiyomasav@yahoo.co.jp)



西宮請願レポート

私が愛する娘と引き離されたのは昨年5月のこと、娘がまだ生後僅か4ヶ月の時でした。当時は“引き離し”という言葉も知らず、まさかこのまま娘との絆が断ち切れようとは夢にも思っていないでした。なぜなら私の“常識的感覚”から、実の娘と自由に会うことさえ法的にも許されなくなるような社会システムが存在することを想像だにしなかったし、何より娘を無断で連れ出す行為こそが“違法である”と感覚的に感じていたからです。マスコミ等で見聞きする某国での拉致行為なるものが、法治国家である我が国においてまかり通るなど、当事者の誰もが直面して初めて認識されたのではないのでしょうか。私は法律相談に往訪した弁護士から先のわが国の現状を耳にした際のことを今も鮮明に覚えています。私はその瞬間、“もしかすると愛する娘と一生会えなくなるかもしれない”との思いが頭をよぎり、瞬間背筋に寒気を感じた記憶があります。

あの日から既に1年半が経過しました。8ヶ月ぶりに娘と会えたものの僅か30分、相手は撮影機材まで持ち込み私を監視する、まさに収容所での囚人扱いそのもので、怒りと悔しさ、そして何より、娘への詫びの気持ちが交錯する中での面会でした。

実の我が子と会う行為を“面会”と法的に言うらしいのですが、その言葉に今も強い違和感を覚えます。何故自分の子どもに会うことが面会なのか。一般家庭でお父さんが仕事から帰って子供たちと会うことを、誰が面会などと表現するのでしょうか。その様なもろもろの仕打ちが、私の原動力となって、日本の社会を自分が変えなければならぬとの強い思いとなり、様々な行動に掻き立てて

いるのだと自認しています。

ミクシーの掲示板で、「請願」という言葉に触れたのが今年の5月。初めは何のことやら全く意味も分かりませんでした。どうやら請願を議会を通すということが、国に対する制度改正への圧力となるようだということがわかり、それなら自分が全国制覇をしてやろうと目標を設定したのです。6月の地元兵庫県西宮市議会での「共同親権法制化請願」採択を皮切りに、10月の大阪府議会、12月予定の兵庫県議会、京都府議会、京都市議会、宝塚市議会そして新たに愛知県議会と東京都議会へと、活動範囲を全国に展開する考えです。自身の目標としては2010年中に全国47都道府県で請願採択を実現し、同時並行で国会へ議員立法を上程するまで活動を続ける考えです。

政治活動の場合、フットワークが重要だと考えており、主に一人での行動が多いのですが、各都府県での賛同者が欠かせないことは事実で、皆さんのお手元にも突然私からのお願いメールが届くことが あるかと思いますが、その節は是非よろしくお願い申し上げます。夜明けはすぐそこまで来ていると感じます。

(田中敏光)





今回、編集長の武田さんから、機関誌「引き離し」での連載の依頼を受けました。

当初、当事者に役立つ専門的な情報を提供してほしいという趣旨の依頼だったと思いますが、正直、躊躇しました。なぜなら、第一に、少ない紙面にそうした専門的な情報を的確に書くこと自体、難しいと思われること。第二に、どこでどのような人がどのような状況で読むか、必ずしも想定できないこと。

結果的に引き受けさせて頂きましたが、内容は当初の依頼内容とは若干異なり、親子の引き離し問題に関する内容ではあるものの、極めて個人的な思いや経験、意見とさせて頂くことにしました。その方が気楽なので。

ということは、ミクシーの日記とほとんど同じようなものです。

それでもよろしければ、どうぞ皆さんしばらくお付き合いください。

まあ、書きたいテーマ自体は、ちょっと考えただけでも、いくらでも出てきそうです。

例えば、「子どもが不安になるから、あるいはストレスがかかるから、という理由で、親子が引き離されて良いのか」「しかも、別居親と会うと子どもが不安になるから引き離せ、と医者がお墨付きを付けたら、どうしたらよいのか」など。

これらは、これまで多くの引き離された親子が聞かされ続け、しかも未だに聞かされる憎き常套句の代表でしょう。

武田さんは、そもそもこういうテーマで書いてくれということだったのだと思います。

そういう意味では、武田さんの依頼に応えられそうです。ただ、結果的に依頼に応えるのは良いにしても、結果に至るまでのプロセスは自由に行かせて頂こうと思います。

その点でも、やはり個人的な内容になるのだと思います。

須田桂吾

(親子ネット副代表・我が子に会いたい親の会代表・
臨床心理士)

わたしはひとりじゃない！

● 10月24日 『共同親権法制化とハーグ条約批准を求めるデモ』@渋谷 レポート

午前4時、東京に向かう準備ができた。子どもと引き離された親に今日初めて会う。色々な思いが駆け巡るが、取りあえず駅に向かう。何故日本では子どもの連れ去りがまかり通って、子どもに会えなくなるのだ。きっと今日は何かしらの情報を得られるのではないかと期待する。

今日参加することで、娘に会えるようになるかもしれないと思うと、新幹線の中で涙が出てくる。娘のために頑張るのだ。今日の参加者も子どもを抱きしめたり、アイ・ラブ・ユーも言えないのだ。それ故に何故かしら勇気が出てくる。感情を抑えきれなくなる。

東京に着いて集合場所に向かう。たぶん娘さんの写真だと思うが、その写真の前で座り込んでいる男性がいた。その彼の顔を見ていると、涙が出てきた。

自然と彼の所に歩みより、握手をした。彼は、“こんにちは。私は吉田と言います。当事者です”と言った。“賛同者ですか？”と尋ねられたので、私は“当事者の新米です”と答えた。

少なからずこの問題が世界中から非難を浴びるような大きな問題だと感じた。

私はその数多くの犠牲者の一人だ。彼と10分ほど話をしていると、次から次へと報道陣が駆けつけた。映画“From The Shadows”のスタッフもいた。

外国人も日本人もお互いの助けあいを感じられた。多くの人がやってきた。笑顔でハグをした。“もう独りじゃないですよ。困ったら連絡してください。連絡先を教えます”と言ってくれた。力強い仲間たちだ。多くの人と出会い、連れ去られた子どもの写真を見ているうちに1時間がたってしまった。

座っていると、パトカーが2台やってきて主催者に質問をしていた。警察に誘導されながら東京のメインストリートを、子どもの写真を目立つように掲げながら行進した。

しかし日本人の多くは、子どもの写真に目を向けない事に気づいた。それはまるで、我々の存在を無視しているようだった。それでもその中には、日本が理不尽な事をしていると思っている人もいるのだ。そう思っている人が団結する。それ以外に方法はない。何故かわからない

いが、デモ行進は当初の予定の方向とは違う方に行き、早めに終わった。デモが終わった後はメールアドレスなどの交換をした。今後どうやってサポートしていくかなど話し合った。

私は一人ではないと確信した。同じような問題を抱えて何年も戦っている人がいる。外国人だけではない、日本人も、男性も女性すらも……。

夜9時半に橿原市に着いた。今日の出来事を思い出す。涙が出てくる。この涙は引き離された子どもたちへの涙だ。今夜、この世界のどこかでママやパパに会えず孤独感に苛まれ、恐怖に怯えている子どもが眠っているのだ。ここに安住の場所はある。でもそこに我が子はいない。娘が帰ってくるのを待つ。そこはここだよ。幸せ、喜びはここにあるんだよ。

この思いが届かないのは充分承知だ。あいちゃん、どこにいるの？ パパがどんなに辛い思いをしているのかわからない。アイ・ラブ・ユーと言ってもその声は届かない。終わりが来ないのかと思う。すべてを失うのではないかと思う。もし日本の政治が変わって、親の権利が認められるようになったら、私は強くなれると思う。娘を抱っこしてハグして、アイ・ラブ・ユーも言えるようになる。

そうしたら泣く事もなくなり、ちゃんと眠れるようになり悩みもなくなるだろう。

私は強いが無敵ではない。私は頭が良いが天才ではない。私は勇敢ではあるが怖いものもある。私はハッピー人間だが泣く事もある。娘にそばにいてほしい。娘だけが私を救える。もしパパがダメ人間だったら、どうしてほしいのか教えてほしい。それ以外何もなし。あいちゃん、私のすべてだ。膝まずき、娘のために涙を流す。神よ。お慈悲を。(Dr. Chayne・訳 Masako Akeo)



手帳にメモして

■親子の面会交流を実現する

全国ネットワーク定例会

日時：12月20日（日）15：00～17：30

（その後忘年会）

場所：中央大学後楽園キャンパス

問い合わせ：TEL&FAX 047-342-8287（スタジオZ）

■親子ネット関西 署名活動 in 京都

& 第10回定例会

日時：12月13日（日）10：00～11：45（署名）

14：00～16：00（定例会）

場所：日本家族再生センター

問い合わせ：090-7355-2346（坪木）

wakuyatai_1926@ybb.ne.jp

■くにたち子どもとの交流を求める

親の会 定例会

日時：12月3日（木）19：00～

（毎月第1木曜日に自衛活動）

場所：国立市 スペースF（国立市中3-11-6）

問い合わせ：042-573-4010（スペースF内）

■SOS! 会えない親子のホットライン

別居・離婚によって子供に会えなくなった親、親に会えなくなった子供さんの相談に応じます。相談無料/秘密厳守。

毎月第1・第3木曜日 午後4時～午後7時まで

TEL：042-573-5791

（くにたち子どもとの交流を求める親の会）

■親子の絆ガーディアン四国

毎月第1・第3水曜日 19：00～21：00

場所：高松市男女共同企画センター

oyakonet@mail.goo.ne.jp

問い合わせ：090-4507-4224（早井）

■我が子に会いたい親の会 第32回定例会

日時：12月12日（土）14：30～17：30

場所：文京区立アカデミー茗台（めいだい）

7階学習室A（あおば会）

参加費：500円

問い合わせ：

<http://wagako.web.fc2.com/inquiry/inquiry.html>

■親子ネットNAGANO

日時：原則第3土曜日。

奇数月：長野市・偶数月：松本市

（隔月で長野市と松本市での交互開催を予定）

参加費：500円

問い合わせ：050-3468-3743（堤）

【活動日誌】

- 10/8 名古屋市会 意見書提出
- 10/18 親子ネット関西 署名活動 in 西宮
- 10/24 「共同親権法制化とハーグ条約批准」を求めるデモ行進（渋谷）
- 10/27 大阪府 意見書採択
- 11/1～3 親子ネットNAGANO 白馬村文化祭に出席
- 11/6 江戸川区 陳情書採択
- 11/6 親子ネットNAGANO ハーグ条約と国内法整備についての緊急アンケート（衆参両議院全員）
- 11/12 親子ネット愛媛発足
- 11/14 運営委員会
- 11/14 親子ネット博多 発足
- 11/15 親子ネット関西 署名活動 in 難波
- 11/16 親子ネットNAGANO 講演会「親子の絆を紡ぐ」
- 11/21 親子ネットHP再始 <http://oyakonet.org/>
- 11/25 第13回国会勉強会「面会交流・共同親権について、国会議員の講話」（11/20 昭島市陳情採択 本会議はこれから、新座市・宝塚市など継続）

■マスコミ

- 10/16 読売新聞社説「ハーグ条約加盟へ賛否を急げ」
- 10/17 中日新聞特報「連れ去り帰国 年100人」
- 10/20 朝日新聞社説「親権や面会親権の議論を」
- 10/24 毎日新聞 西川恵「国際結婚と家族親」・討論「ハーグ条約日本は締結すべきか」
- 10/29 読売新聞「国際離婚 子連れ帰国で争い」
- 10/29 米国U.S. NEWS ウェブ版「PAS」
- 11/10 毎日新聞社（毎日jp）「米上院議員22人 日本に積極的組要請」
- 11/11 新潟日報「離婚後我が子に会えず」
- 11/12 日本経済新聞夕刊「日本に条約締結要請へ」
- 11/24 朝日新聞「国際離婚破綻 母は『誘拐犯』になった」

【編集後記】

家族4人アメリカで暮らしていた生活から、私だけ歸国的に日本に帰国させられて、6年の月日が流れた。

当初は、打ちひしがれて泣き暮らし、混乱し、何をどう進めて行ったらいいかわからなかったが、とにかく“子ども”を中心に据え、持てる“考える力”を総動員して考え行動してきた。今振り返れば徒勞に終わったことも、無駄なことも多くある。けれど、その時々でできることをやってきたし、どんなハラスメントや困難に遭っても、まっすぐに取り組んできたことに後悔はない。

悲しいのは、子ども達と会える道筋は得られても、ハラスメントやPASという次の壁に直面し、子ども達が両方の親と心を通わせるというゴールへの道は（環境がアメリカであっても）依然難しく、望む未来の扉は開かないということだ。それは、引き離しを企てる側の親の心の中にこの問題の本質があるからだと思ってきた。

一方で、日本の当事者の方々のお話を伺ったり、一緒に活動する中で、“会わせない”がまかり通る日本の現状を知ってショックを受けた。皆さん、心からお子さんを思う人達なのに。ゴールを目指すどころか、引き離された親はスタートラインにも立てない日本の理不尽な現状を恨めしく思うようになった。

私が今参加させていただく活動は、直接自分の現状を救うものではないかもしれないが、日本の当事者の方々がスタートラインに立てるよう、共同親権とそれにまつわる法の整備が必要であると、また、日本と関わる国際離婚においても、両親がスタートラインに立てるよう、ハーグ条約加盟が必要であると、アメリカで離婚を経験した立場から声を挙げるべきだと思うことと、活動に参加すること自体が癒しになっていると思うからである。

望む未来への扉は、外へ開くそうである。それは即ち、自分の手で扉を開く努力を続けなさいというメッセージなのだろう。

一人より、多数の当事者の切なる思いを集結して、望む未来の扉を外向きに開く日は、そう遠くない気がしている。（鈴木）

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク 会員募集

私たちは、離婚しても離れて暮らす親子が普通に会えるように、共同親権や、面会交流の法制化を求めています。また、交流を絶たれている親子の面会が実現するように、裁判所の運用の改善や、親子面会交流への公的支援を求めて活動しています。双方の親に子どもを養育する権利があり、子どもには双方の親から養育を受ける権利があります。親どうしがいっしょにいても別れても、それは変わりません。地方議会への陳情や請願、司法や国会への働きかけ、情報交換を行ってきました。いっしょに活動してくれる仲間を募集しています。また、親子の交流を絶たれた当事者に情報提供を行っています。ホームページやブログを運営していくほか、隔月での会報「引き離し」を発行しています。ぜひネットワークに参加ください。

〒270-0027 千葉県松戸市二ツ木95スタジオZ TEL&FAX 047-342-8287 e-mail info@oyakonet.org